

令和 元年 9月 9日

## 各種預金規定の改定のお知らせ

米子信用金庫では、金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与のリスクに対応するため、令和元年12月2日より各種預金規定を改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 記

#### 1. 普通預金規定の改定

以下の条項を新設・追加します。普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

#### 普通預金規定「取引の制限等」(条項の新設)

##### 8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定「解約等」(条項の一部追加・変更)

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) (以下省略)

2. 今回改定となる預金規定

預金規定	新設「取引の制限等」	一部追加・変更「解約等」
当座勘定規定(一般用)	第24条	(旧)第24条 → (新)第25条
貯蓄預金規定	第9条	(旧)第9条 → (新)第10条
通知預金規定	第5条	(旧)第5条 → (新)第6条
納税準備預金規定	第9条	(旧)第9条 → (新)第10条
定期預金共通規定	第4条	(旧)第4条 → (新)第5条
定期性総合口座取引規定	第11条	(旧)第11条 → (新)第12条
譲渡性預金規定	第5条	(旧)第5条 → (新)第6条
財形期日指定定期預金規定	第6条	(旧)第6条 → (新)第7条
財形住宅預金規定	第6条	(旧)第6条 → (新)第7条
財形年金預金規定	第6条	(旧)第6条 → (新)第7条
積立式期日指定定期預金規定 (DANDAN積定)	第7条	(旧)第7条 → (新)第8条
定期積金規定	第9条	(旧)第9条 → (新)第10条
ハイパー1定期預金規定(別紙)	第8条	(旧)第8条 → (新)第9条

3. 変更日

令和元年12月2日(月)

以上